

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共 同	1	自動運転車両の緊急 事態の発生時にかけ つける警備会社等の 車両を緊急自動車に 指定	①自動運転・自動搬送サービス (自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつ ける警備会社等の車両についても緊急自動車に 指定する。)	自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつ ける警備会社等の車両についても緊急自動車に指 定することで、自動運転の安全性の一層の向上 や利用者の不安の解消が期待され、自動運転 の実装が促進される。	緊急自動車に指定される車両は、消防用自動 車、警察用自動車等、法令に定められたものに 限定される。	道路交通法第39条第1項および同 法施行令第13条	自動運転車両において、交通の安全と円滑を図るために 緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められた ときに、かけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定 し、他の緊急自動車と同様の取り扱いを可能とする。	警察庁	事故発生時等に警察に通報があり、早急な対応が必要なときは、警察が緊 急走行により現場対応を実施することから、警備会社等の車両を緊急自動車 に指定する必要はありません。 なお、「官民 I T S 構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定 地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となる ように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を 必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、事故発生時 の対応も含めて警察庁で検討を進めているところです。